羽曳野市税条例等の一部を改正する条例の制定について

羽曳野市税条例等の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和元年6月3日 提出

羽曳野市長 北 川 嗣 雄

提案理由

地方税法等の一部を改正する法律(平成 31 年法律第 2 号)の施行に伴い、個人市民税の非課税措置の対象を拡充するとともに、軽自動車税の環境性能割の臨時的な軽減措置に係る規定整備、軽自動車税の種別割に係るグリーン化特例の見直しに伴う規定整備その他所要の改正を行うため、この条例を制定しようとするものであります。

羽曳野市税条例等の一部を改正する条例

 令和
 年
 月
 日

 羽曳野市条例第
 号

(羽曳野市税条例の一部改正)

第 1 条 羽曳野市税条例(昭和 57 年羽曳野市条例第 28 号)の一部を次のように改正する。

第27条中第7項を第8項とし、第6項を第7項とし、第5項を第6項とし、第4 項の次に次の1項を加える。

5 第1項又は第4項の場合において、前年において支払を受けた給与で所得税法第 190条の規定の適用を受けたものを有する者で市内に住所を有するものが、第1項 の申告書を提出するときは、法第317条の2第1項各号に掲げる事項のうち施行 規則で定めるものについては、施行規則で定める記載によることができる。

第28条の2の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条 第1項中「同項の」を「同項に規定する」に改め、同項第3号を同項第4号とし、同 項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 当該給与所得者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨

第28条の3の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中「第203条の5第1項」を「第203条の6第1項」に改め、「ならない者」の次に「又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であつて、扶養親族(控除対象扶養親族を除く。)を有する者若しくは単身児童扶養者である者」を加え、「同項の」を「所得税法第203条の6第1項に規定する」に、「同項に規定する公的年金等」を「公的年金等」に改め、同項第3号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 当該公的年金等受給者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨 第 28 条の 3 第 2 項中「第 203 条の 5 第 2 項」を「第 203 条の 6 第 2 項」に改め、 同条第 4 項中「第 203 条の 5 第 5 項」を「第 203 条の 6 第 6 項」に改める。

第 29 条第 1 項中「によつて」を「により」に、「同条第 6 項」を「同条第 7 項」

- に、「第 7 項」を「第 8 項」に、「においては」を「には」に改める。 附則第 8 条の 6 に次の 3 項を加える。
- 2 大阪府知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課 徴収に関し、3 輪以上の軽自動車が法第 446 条第 1 項(同条第 2 項において準用す る場合を含む。)又は法第 451 条第 1 項若しくは第 2 項(これらの規定を同条第 4 項 において準用する場合を含む。)の適用を受ける 3 輪以上の軽自動車に該当するか どうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第 29 条の 9 第 3 項に 規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ)に基づき当該判断をす るものとする。
- 3 大阪府知事は、当分の間、第1項の規定により賦課徴収を行う軽自動車税の環境性能割につき、その納付すべき額について不足額があることを附則第8条の8の規定により読み替えられた第81条の7第1項に規定する納期限(納期限の延長があつたときは、その延長された納期限)後に知つた場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段(当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。)により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る3輪以上の軽自動車について法附則第29条の11の規定によりその例によることとされた法第161条第1項に規定する申告書を提出すべき当該3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、軽自動車税の環境性能割に関する規定を適用する。
- 4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、 同項の不足額に、これに 100 分の 10 の割合を乗じて計算した金額を加算した金額 とする。

附則第8条の6を附則第8条の6の2とし、附則第8条の5の次に次の1条を加える。

(軽自動車税の環境性能割の非課税)

第8条の6 法第451条第1項第1号(同条第4項において準用する場合を含む。)に 掲げる3輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下この条において同じ。)に対 しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和2年9月30 日までの間(附則第8条の10第3項において「特定期間」という。)に行われたときに限り、第81条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

附則第8条の10に次の1項を加える。

3 自家用の3輪以上の軽自動車であつて乗用のものに対する第81条の5(第2号に 係る部分に限る。)及び前項の規定の適用については、当該軽自動車の取得が特定 期間に行われたときに限り、これらの規定中「100分の2」とあるのは、「100分の 1」とする。

附則第9条中「附則第30条」を「附則第30条第1項」に改め、「指定」の次に「(次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。)」を加え、同条に次の3項を加える。

2 法附則第 30 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に掲げる 3 輪以上の軽自動車に対する第 83 条の規定の適用については、当該軽自動車が平成 31 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 2 年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 3 年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 2 号ア(イ)	3,900円	1,000円
第 2 号ア (ウ)a	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
第 2 号ア(ウ)b	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

3 法附則第 30 条第 3 項第 1 号及び第 2 号に掲げる法第 446 条第 1 項第 3 号に規定するガソリン軽自動車(以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。)のうち 3 輪以上のものに対する第 83 条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が平成 31 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 2 年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令

和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 2 号ア(イ)	3,900円	2,000円
第 2 号ア(ウ)a	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
第 2 号ア(ウ)b	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

4 法附則第 30 条第 4 項第 1 号及び第 2 号に掲げるガソリン軽自動車のうち 3 輪以上のもの(前項の規定の適用を受けるものを除く。)に対する第 83 条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が平成 31 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 2 年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 3 年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 2 号ア(イ)	3,900円	3,000円
第 2 号ア (ウ)a	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
第 2 号ア (ウ)b	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

附則第9条の2を次のように改める。

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

第9条の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が 前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当する かどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第30条の2第1項 に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断 をするものとする。

- 2 市長は、納付すべき軽自動車税の種別割の額について不足額があることを第84条第2項に規定する納期限(納期限の延長があつたときは、その延長された納期限)後に知つた場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段(当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。)により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税の種別割に関する規定(第86条及び第87条の規定を除く。)を適用する。
- 3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに 100 分の 10 の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。
- 第2条 羽曳野市税条例の一部を次のように改正する。

第14条第1項第2号中「又は寡夫」を「、寡夫又は単身児童扶養者」に改める。 附則第9条第1項中「第4項」を「第5項」に改め、同条に次の1項を加える。

5 法附則第 30 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に掲げる 3 輪以上の軽自動車のうち、自家用の乗用のものに対する第 83 条の規定の適用については、当該軽自動車が令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 4 年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 5 年度分の軽自動車税の種別割に限り、第 2 項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第9条の2第1項中「第4項」を「第5項」に改める。

(羽曳野市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 羽曳野市税条例等の一部を改正する条例(平成30年羽曳野市条例第24号)の 一部を次のように改正する。

第1条のうち、羽曳野市税条例第44条第1項の改正規定中「及び第11項」を「、 第11項及び第13項」に改め、同条に3項を加える改正規定中「3項」を「8項」に 改め、同改正規定(同条第10項に係る部分に限る。)中「次項」の次に「及び第12項」 を加え、「その他施行規則で定める方法」を削り、同改正規定(同条第 12 項に係る部分に限る。)中「申告は、」の次に「申告書記載事項が」を加え、同改正規定に次のように加える。

- 13 第 10 項の内国法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により地方税 関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、 かつ、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することができると認められ る場合において、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することについて 市長の承認を受けたときは、当該市長が指定する期間内に行う同項の申告につい ては、前 3 項の規定は、適用しない。法人税法第 75 条の 4 第 2 項の申請書を同 項に規定する納税地の所轄税務署長に提出した第 10 項の内国法人が、当該税務 署長の承認を受け、又は当該税務署長の却下の処分を受けていない旨を記載した 施行規則で定める書類を、納税申告書の提出期限の前日までに、又は納税申告書 に添付して当該提出期限までに、市長に提出した場合における当該税務署長が指 定する期間内に行う同項の申告についても、同様とする。
- 14 前項前段の承認を受けようとする内国法人は、同項前段の規定の適用を受けることが必要となつた事情、同項前段の規定による指定を受けようとする期間その他施行規則で定める事項を記載した申請書に施行規則で定める書類を添付して、当該期間の開始の日の15日前までに、これを市長に提出しなければならない。
- 15 第 13 項の規定の適用を受けている内国法人は、第 10 項の申告につき第 13 項 の規定の適用を受けることをやめようとするときは、その旨その他施行規則で定 める事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。
- 16 第 13 項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第 321 条の 8 第 51 項の処分又は前項の届出書の提出があつたときは、これらの処分又は届出書の提出があつた日の翌日以後の第 13 項前段の期間内に行う第 10 項の申告については、第 13 項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。
- 17 第 13 項後段の規定の適用を受けている内国法人につき、第 15 項の届出書の 提出又は法人税法第 75 条の 4 第 3 項若しくは第 6 項(同法第 81 条の 24 の 3 第 2 項において準用する場合を含む。)の処分があつたときは、これらの届出書の提 出又は処分があつた日の翌日以後の第 13 項後段の期間内に行う第 10 項の申告

については、第 13 項後段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日 以後新たに同項後段の書類を提出したときは、この限りではない。

附則第1条第4号中「3項を」を「8項を」に改める。

附則第2条第3項中「第12項」を「第17項」に改める。

附則

(施行期日)

- 第1条 この条例は、令和元年 10 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規 定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第1条中羽曳野市税条例第27条中第7項を第8項とし、第6項を第7項とし、 第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える改正規定並びに第28条の2、 第28条の3及び第29条第1項の改正規定並びに次条の規定 令和2年1月1日
 - (2) 第3条の規定 令和2年3月31日
 - (3) 第2条中羽曳野市税条例第14条の改正規定及び附則第3条の規定 令和3年1 月1日
 - (4) 第2条(前号に掲げる改正規定を除く。)及び附則第5条の規定 令和3年4月 1日

(市民税に関する経過措置)

- 第2条 附則第1条第1号に掲げる規定による改正後の羽曳野市税条例(次項及び第3項において「令和2年新条例」という。)第27条第5項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後に令和2年度以後の年度分の個人市民税に係る申告書を提出する場合について適用し、同日前に当該申告書を提出した場合及び同日以後に令和元年度分までの個人市民税に係る申告書を提出する場合については、なお従前の例による。
- 2 令和2年新条例第28条の2第1項(第3号に係る部分に限る。)の規定は、附則第1 条第1号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき羽曳野市税条例第27条第 1項に規定する給与について提出する令和2年新条例第28条の2第1項及び第2項 に規定する申告書について適用する。
- 3 令和 2 年新条例第 28 条の 3 第 1 項の規定は、附則第 1 条第 1 号に掲げる規定の施 行の日以後に支払を受けるべき所得税法等の一部を改正する法律(平成 31 年法律第 7 号)第 1 条の規定による改正後の所得税法(昭和 40 年法律第 33 号。以下この項にお

いて「新所得税法」という。)第 203 条の 6 第 1 項に規定する公的年金等(新所得税法 第 203 条の 7 の規定の適用を受けるものを除く。)について提出する令和 2 年新条例 第 28 条の 3 第 1 項に規定する申告書について適用する。

- 第3条 附則第1条第3号に掲げる規定による改正後の羽曳野市税条例第14条第1項 (第2号に係る部分に限る。)の規定は、令和3年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和2年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。 (軽自動車税に関する経過措置)
- 第4条 別段の定めがあるものを除き、第1条(附則第1条第1号に掲げる規定を除く。)の規定による改正後の羽曳野市税条例(以下「令和元年新条例」という。)の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、令和元年10月1日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。
- 2 令和元年新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和 2 年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用する。
- 第 5 条 附則第 1 条第 4 号に掲げる規定による改正後の羽曳野市税条例の規定は、令和 3 年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和 2 年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

新

旧

(市民税の申告)

第27条 1~4 省略

5 第1項又は第4項の場合において、前年において支払を受けた給与で所得税法第190条の規定の適用を受けたものを有する者で市内に住所を有するものが、第1項の申告書を提出するときは、法第317条の2第1項各号に掲げる事項のうち施行規則で定めるものについては、施行規則で定める記載によることができる。

- 6 省略
- 7 省略
- 8 省略
- 第 28 条 省略

(個人の市民税に係る給与所得者の<u>扶養親族等</u> 申告書)

- 第28条の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を経由して、市長に提出しなければならない。
 - (1)・(2) 省略
 - (3) 当該給与所得者が単身児童扶養者に該当 する場合には、その旨
 - <u>(4)</u> 省略

2~5 省略

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の<u>扶養</u> 親族等申告書)

第 28 条の 3 所得税法<u>第 203 条の 6 第 1 項</u>の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者<u>又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第 203 条の 7 の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であつて、扶養親族(控除対象扶養親族を除く。)を有する者若しくは単身児童扶養者である者(以下この条において「公的年金等受給</u>

(市民税の申告)

第27条 1~4 省略

- 5 省略
- 6 省略
- 7 省略
- 第28条 省略

(個人の市民税に係る給与所得者の<u>扶養親族申</u> 告書)

- 第28条の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経由すべき同項の給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を経由して、市長に提出しなければならない。
 - (1) (2) 省略

<u>(3)</u> 省略

2~5 省略

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の<u>扶養</u> 親族申告書)

第 28 条の 3 所得税法<u>第 203 条の 5 第 1 項</u>の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経由すべき<u>同項の</u>公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に<u>同項に規定する公的年金等</u>の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところによ

者」という。)で市内に住所を有するものは、 当該申告書の提出の際に経由すべき<u>所得税法第</u> 203条の6第1項に規定する公的年金等の支払 者(以下この条において「公的年金等支払者」 という。)から毎年最初に<u>公的年金等</u>の支払を 受ける日の前日までに、施行規則で定めるとこ ろにより、次に掲げる事項を記載した申告書 を、当該公的年金等支払者を経由して、市長に 提出しなければならない。

- (1) (2) 省略
- (3) 当該公的年金等受給者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨

(4) 省略

2 前項又は法第 317 条の 3 の 3 第 1 項の規定による申告書を公的年金等支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を経由して提出した前項又は法第 317 条の 3 の 3 第 1 項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法<u>第 203 条の 6 第2 項</u>に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、前項又は法第 317 条の 3 の 3 第 1 項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第 317 条の 3 の 3 第 1 項の規定による申告書を提出することができる。

3 省略

4 公的年金等受給者は、第 1 項の規定による申告書の提出の際に経由すべき公的年金等支払者が所得税法<u>第 203 条の 6 第 6 項</u>に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

5 省略

(市民税に係る不申告に関する過料)

第29条 市民税の納税義務者が第27条第1項若 しくは第2項の規定<u>により</u>提出すべき申告書を 正当な理由がなくて提出しなかつた場合又は<u>同</u> 条第7項若しくは<u>第8項</u>の規定<u>により</u>申告すべ き事項について正当な理由がなくて申告をしな かつた場合<u>には</u>、その者に対し、100,000円以 り、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該 公的年金等支払者を経由して、市長に提出しな ければならない。

(1) • (2) 省略

(3) 省略

2 前項又は法第 317 条の 3 の 3 第 1 項の規定による申告書を公的年金等支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を経由して提出した前項又は法第 317 条の 3 の 3 第 1 項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法<u>第 203 条の 5 第 2 項</u>に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、前項又は法第 317 条の 3 の 3 第 1 項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第 317 条の 3 の 3 第 1 項の規定による申告書を提出することができる。

3 省略

4 公的年金等受給者は、第 1 項の規定による申告書の提出の際に経由すべき公的年金等支払者が所得税法<u>第 203 条の 5 第 5 項</u>に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

5 省略

(市民税に係る不申告に関する過料)

第29条 市民税の納税義務者が第27条第1項若 しくは第2項の規定<u>によって</u>提出すべき申告書 を正当な理由がなくて提出しなかった場合又は 同条第6項若しくは第7項の規定<u>によって</u>申告 すべき事項について正当な理由がなくて申告を しなかった場合<u>においては</u>、その者に対し、 下の過料を科する。

2 • 3 省略

第30条~第114条 省略

附則

第1条~第8条の5 省略

(軽自動車税の環境性能割の非課税)

第8条の6 法第451条第1項第1号(同条第4 項において準用する場合を含む。)に掲げる3 輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下 この条において同じ。)に対しては、当該3輪 以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間(附則第8条の 10第3項において「特定期間」という。)に行 われたときに限り、第81条第1項の規定にか かわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

<u>第8条の6の2</u> 1 省略

- 2 大阪府知事は、当分の間、前項の規定により 行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関 し、3 輪以上の軽自動車が法第 446 条第 1 項 (同条第 2 項において準用する場合を含む。)又 は法第 451 条第 1 項若しくは第 2 項(これらの 規定を同条第 4 項において準用する場合を含 む。)の適用を受ける 3 輪以上の軽自動車に該 当するかどうかの判断をするときは、国土交通 大臣の認定等(法附則第 29 条の 9 第 3 項に規定 する国土交通大臣の認定等をいう。次項におい て同じ。)に基づき当該判断をするものとす る。
- 3 大阪府知事は、当分の間、第 1 項の規定により賦課徴収を行う軽自動車税の環境性能割につき、その納付すべき額について不足額があることを附則第 8 条の 8 の規定により読み替えられた第 81 条の 7 第 1 項に規定する納期限(納期限の延長があつたときは、その延長された納期限)後に知つた場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段(当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。)により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該認定等を取り消したこ

100,000円以下の過料を科する。2・3 省略

第30条~第114条 省略

附則

第1条~第8条の5 省略

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例) 第8条の6 1 省略 とによるものであるときは、当該申請をした者 又はその一般承継人を当該不足額に係る3輪以 上の軽自動車について法附則第29条の11の規 定によりその例によることとされた法第161条 第1項に規定する申告書を提出すべき当該3輪 以上の軽自動車の取得者とみなして、軽自動車 税の環境性能割に関する規定を適用する。

- 4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに 100 分の 10 の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。
- 第8条の7~第8条の9 省略 (軽自動車税の環境性能割の税率の特例)
- 第8条の10 1・2 省略
- 3 自家用の 3 輪以上の軽自動車であつて乗用の ものに対する第 81 条の 5(第 2 号に係る部分に 限る。)及び前項の規定の適用については、当 該軽自動車の取得が特定期間に行われたときに 限り、これらの規定中「100 分の 2」とあるの は、「100 分の 1」とする。

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第9条 法<u>附則第30条第1項</u>に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定<u>(次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。)</u>を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第83条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

省略

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第83条の規定の適用については、当該軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第8条の7~第8条の9 省略 (軽自動車税の環境性能割の税率の特例) 第8条の10 1・2 省略

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第9条 法<u>附則第30条</u>に規定する3輪以上の軽 自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444 条第3項に規定する車両番号の指定を受けた月 から起算して14年を経過した月の属する年度 以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第 83条の規定の適用については、当分の間、次 の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に 掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字 句とする。

省略

第2号ア(イ)	3,900 円	1,000円
第2号ア(ウ)a	6,900 円	1,800円
	10,800 円	2,700 円
第2号ア(ウ)(b)	3,800 円	<u>1,000 円</u>
	5,000 円	<u>1,300 円</u>

3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車(以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。)のうち3輪以上のものに対する第83条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900 円	2,000 円
第 2 号ア(ウ)a	6,900 円	3,500 円
	10,800 円	5,400 円
第 2 号ア (ウ)b	3,800 円	1,900 円
	5,000 円	2,500 円

4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げるガソリン軽自動車のうち3輪以上のもの(前項の規定の適用を受けるものを除く。)に対する第83条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900 円	3,000 円
第2号ア(ウ)a	6,900 円	5,200 円
	10,800 円	8,100円
第2号ア(ウ)b	3,800 円	2,900 円

5,000 円 3,800 円

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

- 第9条の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課 徴収に関し、3輪以上の軽自動車が前条第2項 から第4項までの規定の適用を受ける3輪以上 の軽自動車に該当するかどうかの判断をすると きは、国土交通大臣の認定等(法附則第30条の 2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をい う。次項において同じ。)に基づき当該判断を するものとする。
- 2 市長は、納付すべき軽自動車税の種別割の額 について不足額があることを第84条第2項に 規定する納期限(納期限の延長があつたとき は、その延長された納期限)後に知つた場合に おいて、当該事実が生じた原因が、国土交通大 臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の 手段(当該申請をした者に当該申請に必要な情 報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不 正の手段を含む。)により国土交通大臣の認定 等を受けたことを事由として国土交通大臣が当 該認定等を取り消したことによるものであると きは、当該申請をした者又はその一般承継人を 賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以 上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税 の種別割に関する規定(第86条及び第87条の 規定を除く。)を適用する。
- 3 前項の規定の適用がある場合における納付す べき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額 に、これに 100 分の 10 の割合を乗じて計算し た金額を加算した金額とする。

以下省略

第9条の2 削除

以下省略

新

(個人の市民税の非課税の範囲)

- 第 14 条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、市民税(第 2 号に該当する者にあつては、第 48 条の規定によつて課する所得割(以下「分離課税に係る所得割」という。)を除く。)を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。
 - (1) 省略
 - (2) 障害者、未成年者、寡婦<u>、寡夫又は単身</u> <u>児童扶養者</u>(これらの者の前年の合計所得金 額が1,350,000円を超える場合を除く。)
- 2 省略
- 第15条~第114条 省略

附則

第1条~第8条の10 省略

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第9条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定(次項から第5項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第83条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

省略

2~4省略

5 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車のうち、自家用の乗用のものに対する第83条の規定の適用については、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

 \Box

(個人の市民税の非課税の範囲)

- 第 14 条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、市民税(第 2 号に該当する者にあつては、第 48 条の規定によつて課する所得割(以下「分離課税に係る所得割」という。)を除く。)を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。
 - (1) 省略
 - (2) 障害者、未成年者、寡婦<u>又は寡夫</u>(これらの者の前年の合計所得金額が1,350,000円を超える場合を除く。)
- 2 省略

第15条~第114条 省略

附則

第1条~第8条の10 省略

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第9条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定(次項から<u>第4項</u>までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第83条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

省略

2~4省略

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

徴収に関し、3輪以上の軽自動車が前条第2項 から第5項までの規定の適用を受ける3輪以上 の軽自動車に該当するかどうかの判断をすると きは、国土交通大臣の認定等(法附則第30条の 2 第 1 項に規定する国土交通大臣認定等をい う。次項において同じ。)に基づき当該判断を するものとする。

2・3 省略

以下省略

第9条の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課 第9条の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課 徴収に関し、3輪以上の軽自動車が前条第2項 から第4項までの規定の適用を受ける3輪以上 の軽自動車に該当するかどうかの判断をすると きは、国土交通大臣の認定等(法附則第30条の 2 第 1 項に規定する国土交通大臣認定等をい う。次項において同じ。)に基づき当該判断を するものとする。

> 2・3 省略 以下省略

新

(羽曳野市税条例の一部改正)

第1条 羽曳野市税条例(昭和57年羽曳野市条例 第28号)の一部を次のように改正する。

(中略)

第 44 条第 1 項中「による申告書」の次に「(第 10 項、第 11 項及び第 13 項において「納税申告書」という。)」を加え、同条に次の 8 項を加える。

10 法第 321 条の 8 第 42 項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第 42 項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項(次項及び第12項において「申告書記載事項」という。)を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構(第12項において「機構」という。)を経由して行う方法により市長に提供することにより、行わなければならない。

11 省略

- 12 第 10 項の規定により行われた同項の申告は、<u>申告書記載事項が</u>法第 762 条第 1 号の機構の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。)に備えられたファイルへの記録がされた時に同項に規定する市長に到達したものとみなす。
- 13 第 10 項の内国法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することができると認められる場合において、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することについて市長の承認を受けたときは、当該市長が指定する期間内に行う同項の申告については、前3項の規定は、適用しない。法人税法第75条の4第2項の申請書を同項に規定する納税地の所轄税務署長に提出した第10項の内国法人が、当該税務署長の承認を受

ΙH

(羽曳野市税条例の一部改正)

第1条 羽曳野市税条例(昭和57年羽曳野市条例 第28号)の一部を次のように改正する。

(中略)

第 44 条第 1 項中「による申告書」の次に「(第 10 項<u>及び第 11 項</u>において「納税申告書」という。)」を加え、同条に次の <u>3 項</u>を加える。

10 法第 321 条の 8 第 42 項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第 42 項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項(次項において「申告書記載事項」という。)を、法第 762 条第 1 号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構(第 12 項において「機構」という。)を経由して行う方法での他施行規則で定める方法により市長に提供することにより、行わなければならない。

11 省略

12 第 10 項の規定により行われた同項の申告は、法第 762 条第 1 号の機構の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。)に備えられたファイルへの記録がされた時に同項に規定する市長に到達したものとみなす。

- け、又は当該税務署長の却下の処分を受けていない旨を記載した施行規則で定める書類を、納税申告書の提出期限の前日までに、又は納税申告書に添付して当該提出期限までに、市長に提出した場合における当該税務署長が指定する期間内に行う同項の申告についても、同様とする。
- 14 前項前段の承認を受けようとする内国法人 は、同項前段の規定の適用を受けることが必 要となつた事情、同項前段の規定による指定 を受けようとする期間その他施行規則で定め る事項を記載した申請書に施行規則で定める 書類を添付して、当該期間の開始の日の 15 目前までに、これを市長に提出しなければな らない。
- 15 第 13 項の規定の適用を受けている内国法 人は、第 10 項の申告につき第 13 項の規定の 適用を受けることをやめようとするときは、 その旨その他施行規則で定める事項を記載し た届出書を市長に提出しなければならない。
- 16 第 13 項前段の規定の適用を受けている内 国法人につき、法第 321 条の 8 第 51 項の処 分又は前項の届出書の提出があつたときは、 これらの処分又は届出書の提出があつた日の 翌日以後の第 13 項前段の期間内に行う第 10 項の申告については、第 13 項前段の規定は 適用しない。ただし、当該内国法人が、同日 以後新たに同項前段の承認を受けたときは、 この限りでない。
- 17 第 13 項後段の規定の適用を受けている内 国法人につき、第 15 項の届出書の提出又は 法人税法第 75 条の 4 第 3 項若しくは第 6 項 (同法第 81 条の 24 の 3 第 2 項において準用 する場合を含む。)の処分があつたときは、 これらの届出書の提出又は処分があつた日の 翌日以後の第 13 項後段の期間内に行う第 10 項の申告については、第 13 項後段の規定は 適用しない。ただし、当該内国法人が、同日 以後新たに同項後段の書類を提出したとき は、この限りではない。

(中略)

附 則(施行期日)

(中略)

附 則 (施行期日)

- 第1条 この条例は、平成30年10月1日から施 | 第1条 この条例は、平成30年10月1日から施 行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当 該各号に定める日から施行する。
 - (1)~(3) 省略
 - (4) 第1条中羽曳野市税条例第13条第1項及 び第3項並びに第44条第1項の改正規定並 びに同条に8項を加える改正規定並びに次条 第3項の規定 平成32年4月1日
 - (5)~(9) 省略

(市民税に関する経過措置)

第2条 1·2 省略

3 第 1 条の規定による改正後の羽曳野市税条例 | 3 第 1 条の規定による改正後の羽曳野市税条例 第 13 条第 1 項及び第 3 項並びに第 44 条第 10 項から第17項までの規定は、前条第4号に掲 げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分 の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事 業年度分の法人の市民税について適用し、同日 前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同 日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税 については、なお従前の例による。

以下省略

行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当 該各号に定める日から施行する。

(1)~(3) 省略

- (4) 第1条中羽曳野市税条例第13条第1項及 び第3項並びに第44条第1項の改正規定並 びに同条に3項を加える改正規定並びに次条 第3項の規定 平成32年4月1日
- (5)~(9) 省略

(市民税に関する経過措置)

第2条 1・2 省略

第 13 条第 1 項及び第 3 項並びに第 44 条第 10 項から第12項までの規定は、前条第4号に掲 げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分 の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事 業年度分の法人の市民税について適用し、同日 前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同 日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税 については、なお従前の例による。

以下省略